

東京圏から長与町へ
移住をお考えの方へ

移住支援金のご案内

【令和8年4月1日以降に転入された方】



世帯：100万円【子育て世帯加算 100万円】

単身：60万円



子育て・教育のまち 長与町

長与町で
待ってるよ！



長与町イメージキャラクター
「ナガヨ ミックン」

長崎県
長与町へ

東京圏※からの移住者
東京23区在住者
23区への通勤者

子育て世帯加算

- ・18歳未満の世帯員がいる場合
100万円の加算を受けられます。
- ・移住後に出産された場合でも
加算の対象になる場合があります。

提出書類

①共通：以下6項目すべての書類を提出してください（世帯・単身いずれの場合でも）

- 移住支援金交付申請書（様式第1号）
- 申請者本人と確認できるものの写し（写真つき身分証明書）
- 移住元での居住地、在勤期間を確認できる書類（移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写しなど）
- 長与町移住支援金請求書（様式第5号）
- 移住支援金の振込先の預金通帳の写し
（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるもの）
- 移住支援金利用者向けアンケート

※以下は条件に応じて提出してください

東京23区以外の東京圏に在住していた方

- 東京23区への通勤者
 - 法人等の就業証明書等在勤地、在勤期間がわかる書類及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- 東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主
 - 移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類（開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書など）
- 東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した方で、通学と通勤の期間を合算する場合（次のすべての書類）
 - 卒業証明書等の在学期間や卒業校を確認できる書類の写し
 - 法人等の就業証明書等在勤地、在勤期間がわかる書類及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

世帯で申請する場合（単身の場合不要） ※①共通の書類で確認できる場合は不要です

- 申請者を含む全ての世帯員の移住元での居住地及び同一世帯であったことを確認できる書類（移住元の住民票の除票など）

子育て世帯加算対象の方（単身の場合不要） ※①共通の書類で確認できる場合は不要です

- 対象となる世帯員の年齢が申請年度の4月1日時点で18歳未満であることを確認できる書類（移住元の住民票の除票など）
- 移住後に出生した子がいる場合、移住元で妊娠していたことがわかるもの（母子手帳など）

②就業

- 就業先法人等の就業証明書（様式第2-1号）

③創業

- 県創業支援事業に係る創業支援金の交付決定通知書の写し

④テレワーク 被雇用者の場合 or 個人事業主の場合いずれか当てはまる方で、提出してください。

- 被雇用者の場合
 - 就業先法人等の就業証明書（様式第2-2号）
- 個人事業主の場合
 - 就業時間の証明書（様式第2-3号）
 - テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類の写し（業務委託契約書など）
 - 開業届の写し
 - 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態（収入）が確認できる書類（確定申告書の写しをもって、当該期間の全部又は一部に係る確認書類とすることも可とする。）

⑤関係人口：（ア、イ両方の要件を満たすことが確認できる書類）

- ア 関係人口の範囲に関する要件
 - 次のいずれかの書類
 - 出生地の場合：戸籍謄本
 - 在学の場合：在学していたことを証明できる書類の写し（卒業証書など）
 - 団体活動等の場合：プロジェクトの概要が分かる書類の写し（契約書など）
 - イ 地域の担い手に関する要件
 - それぞれの要件を満たすことが分かる書類
- 該当する要件によって提出する書類が異なりますので、必ずお問い合わせください。

東京圏(※)から長与町に転入された方で要件を満たす方が対象となります。

長与町へ転入された時期等によって要件が異なりますので、詳しくは移住定住サポートサイト「ながよ暮らし」または下記問い合わせ先まで、お気軽にお問い合わせください。

※東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）のうち、以下の条件不利地域を除く

- 【東京都】檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- 【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- 【千葉県】銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- 【神奈川県】三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村

移住支援金に関するお問合せ



長崎県 長与町 政策企画課

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1
電話番号 095-801-5661



移住支援金申請に係るチェックリスト

次の要件をすべて満たす場合、支援金の交付対象となります。

- ①共通 の要件をすべて満たす。
- 次のいずれかの要件をすべて満たす（詳細はそれぞれの項目をご確認ください）。
 - ②就業
 - ③創業
 - ④テレワーク
 - ⑤関係人口

①共通

- 下記のいずれかに該当する。
 - 長与町に転入した日の直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住していた。
 - 長与町に転入した日の直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏^{※1}（条件不利地域を除く）に在住し、東京23区内へ通勤（雇用者の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤）していた。（東京圏に在住して東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した方は、通学期間も対象期間として通算できる。）
- ※1 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
- 下記のいずれかに該当する。
 - 長与町に転入した日の直前に、連続して1年以上東京23区内に在住していた。
 - 長与町に転入した日の直前に、連続して1年以上東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていた。（東京23区内への通勤期間については、転入日の3か月前までを起算点とすることができる。）
- 支援金の申請日は、長与町に転入した日から1年以内である。
- 支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思がある。
- 移住者及び世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でない。
- 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している。

②就業

（一般・専門人材^{※2}共通）

- 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業している。
- 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有している。
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規に雇用される。

（一般）

- 次の4項目すべてに該当する。
 - 勤務地が長崎県内に所在する。
 - 就業先は、長崎県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに求人掲載している法人等である。
 - 移住者の3親等以内の親族が代表者などの経営を担う職務を務めている法人への就業ではない。
 - 求人に対する応募日が、当該求人が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載された日以降である。

（専門人材）

- 次の2項目すべてに該当する。
 - 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在する。
 - 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でない。

※2 専門人材：内閣府が実施するプロフェッショナル人材事業 (<https://www.pro-jinzai.go.jp/>)
または、先導的人材マッチング事業 (<https://pioneering-hr.jp/>) を利用して就業している方

③創業

- 申請日以前の1年以内に長崎県地域産業雇用創出チャレンジ支援事業（創業支援事業）の交付決定を受けている。

④テレワーク

- 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、長与町を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う。
- 長与町でテレワークにより勤務し、かつ、週20時間以上テレワークを実施する。
- 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていない。

⑤関係人口

- 関係人口の範囲に関する要件 移住者又は世帯員が、次のいずれかの要件に該当すること。
 - 出生地に関する要件
出生地が長崎市、長与町、時津町のいずれかの自治体である。
 - 在学に関する要件
長崎市、長与町、時津町のいずれかの自治体に所在する学校に在学していたことがある。
 - 団体での活動等に関する要件
長崎市、長与町、時津町のいずれかの自治体に所在する学校、法人、個人事業主及び団体の事業実施に関わり、教育振興、経済活性化、地域課題解決等に寄与している（明確な役割の下での事業参加、又はそれに準ずると認められるもの）。
- 地域の担い手に関する要件 次の i ~ ix のいずれかの要件に該当する。
 - i 長与町内で農林水産業を営み生計を立てている者又はその見込のある者
 - ii 農業研修等を受講し、研修終了後1年以内に長与町内で就農する者
 - iii 長与町内の農林水産業を営む企業に就業している者※
 - iv 長与町内にある保育所（町立保育所を除く。）に保育士として就業している者※
 - v 長与町内を運行する路線バス事業を行う企業のバス運転手として就業している者※
 - vi 長与町内に本社又は事業所を有するタクシー事業を行う企業の運転手として就業している者※
 - vii 長与町内で個人タクシー事業を行う者
 - viii 長与町内に主たる事業所がある事業を継承した者
 - ix 長与町内に拠点を置く自治会、NPO法人、地域活動団体等に参加し、それらが行う活動に継続して参加する意思があり、かつ、次のいずれかを満たす者。（官公庁等への就業は除く。）
 - 長崎県内に事業所を有する企業に就業している。※
 - 長崎県内で個人事業の開業、法人の設立又は事業の継承により新たに法人の代表となっている。
 - 長崎県内に、個人事業又は法人の事業所を移転し、かつ、納税地の異動の届出を行っている又は法人の代表者が転入し、かつ、長崎県外から長崎県内に当該法人の本店の異動の届出を行っている。
 - 長崎県外の企業に就職し、かつ、企業からの命令ではなく、自己の意思により長与町を拠点にテレワークを行っている。※

「※」がついている要件については、次の3項目すべてに該当する

- 勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること
- 移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること